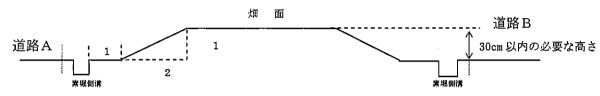
「隣接道路面からの高さについて」

- 1 接続する2つ以上の道路に高低差がない場合
- (1) 水田の場合



(2) 畑の場合



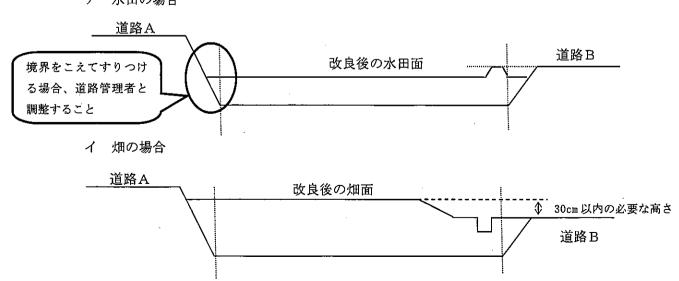
※素堀側溝は、民法第237条第2項の規定を満たす位置に設置する。

2 接続する2つ以上の道路に高低差がある場合 (現況断面図)



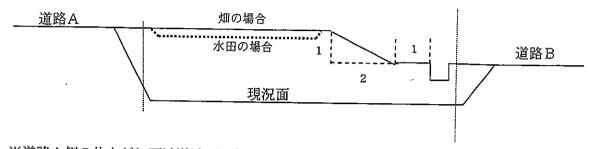
(改良断面図)

(1) 原則として、低い道路を基準とする ア 水田の場合



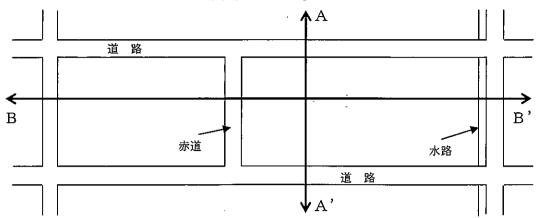
- (2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合
 - ア 農機具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で 効率的である場合。
 - イ 道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合で、改良前と同等以上の収量確保が認められる場合。

(高い道路を基準とした場合の改良断面図例)



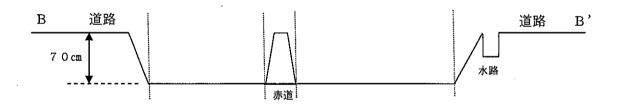
- ※道路A側の仕上がり面は道路面を超えないこと。
 - その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。
 - 道路Aからの雨水流入や農地の冠水を理由とした農地改良は認めない。
- 3 仕上がり面が隣接道路面及び隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること
 - ①隣接道路及び隣地との間に素堀側滞を設置する。
 - ②嵩上げの高さに相当する幅でセットバックする。
 - ③法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。 (例えば、30cm嵩上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)

「断面図の表示例」

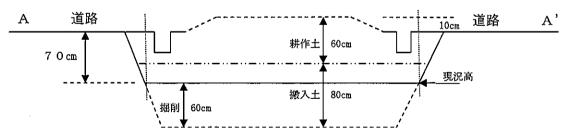


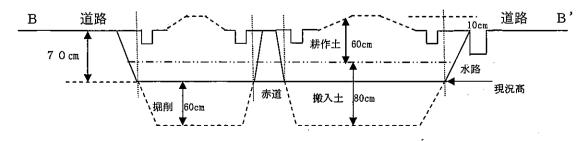
(現況断面図) 境界





(改良断面図)

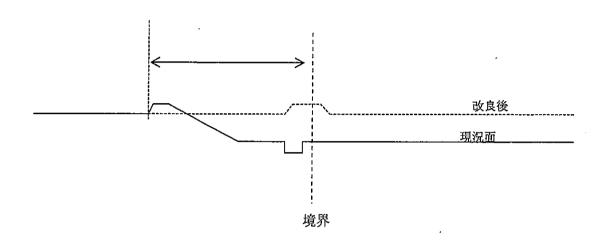




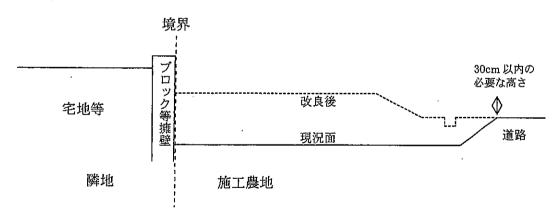
※ 改良断面図は、必要に応じて複数の断面図を作成し、詳細が分かるようにすること

「施工事例ごとの取扱い」

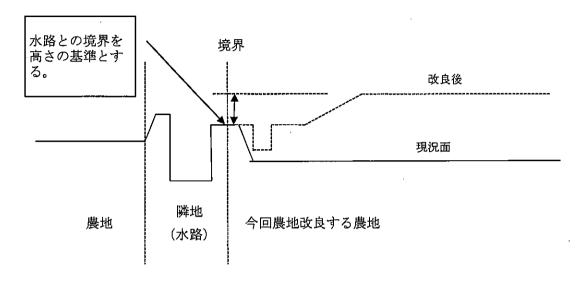
1 農地改良済みの農地の一部にも土を入れる場合の許可の範囲施工農地全体について許可する。



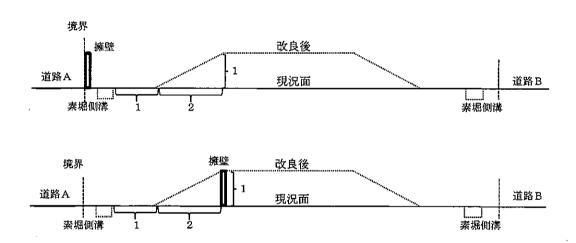
2 隣地(宅地等)の擁壁等に土をつける施工の場合の隣地同意 隣地の同意書や同意済みの旨を明記した書類を添付させる。



3 隣地が水路の場合(隣地(農地)との間に水路を挟む場合)の高さの基準点



4 土留め板や擁壁などによる施工であっても、素堀側溝・セットバック・法面は必要



農地改良等の取扱いに関する要綱について

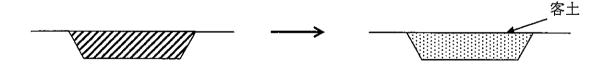
	許可	農地法の規定による届出	農地法の規定外の届出
適用	市街化区域以外	市街化区域内	4要件を満たすもの
	(4要件を満たすものを除く)	(4要件を満たすものを除く)	(市街化区域内の内外を問わず)
į	→「第3の1」	→「第3の2」	→「第3の1の(2)、第3 の2の(2)」
添付書類	・農地法施行規則	・農地法施行規則	• 様式第 4 号
	・事務処理要領 (県及び国の)	・事務処理要領 (県及び国の)	(様式第1号、第2号、第
	・様式第1号、第2号、第	・様式第1号、第2号、第	2-2号、土地登記簿謄本、
	2-2号	2-2号	位置図を添付)
	7 644		
	→「第4の2」	→「第5の1の(1)」	→「第5の1の(2)」
申請先	知 事	農業委員会	農業委員会
完了報告	様式第3-1号	様式第3-2号	様式第3-2号

※4要件…①1,000 ㎡未満、②1か月未満、③表土には良質土を使用、④地区全体の営農環境に影響を及ぼさない、これら4要件を満たすような軽微なものは、農地の保全行為の一環として農地法の規制対象外としている。

【工法について】 ◎客土・・・より良い耕作条件にするために行う土の搬入のこと(農業土木用語) 1 客土A…現況面が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げするため、表土として利用 するために客土する場合。



2 客土B…農作物の生育に適さない表土を農作物の生育に適する表土に入れ替えるために客土 する場合。



3 客土C…現況面が周辺より低く水が溜まりやすい時などに嵩上げする場合で、現況面の表土 を耕作土として使用するために掘削し、そこに土を搬入(客土)したあと、掘削し た表土を埋め戻す場合。

